

## 意見書第2号

### 道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

兵庫県朝来市は、但馬地域、播磨地域、丹波地域、阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝にあり、北近畿豊岡自動車道「春日和田山道路」が平成18年7月に、また「和田山八鹿道路」が平成24年11月に開通し、高速道路で阪神地域と結ばれ、所要時間の短縮、交流人口の拡大など、目に見える効果を実感したところである。特に竹田城跡への観光者数はピーク時には年間50万人を超え、道の駅「但馬のまほろば」では売上げが着実に向上するなど、ストック効果が確実に発現しているところである。

道路は、市民生活や社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、今後早期に、北近畿豊岡自動車道の整備とともに、山陰近畿自動車道との接続を実現する必要がある。

また、県道溝黒竹田線竹田地区の歩道整備や、市道新多々良木線「新多々良木橋」の橋梁長寿命化など、着実な道路整備、適切な維持管理についても、今後一層財源確保が課題となっている。

道路の整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされており、今後も着実に整備を推進する上で、財源の確保は不可欠である。兵庫県等が国の補助事業により整備を進める山陰近畿自動車道の早期完成にも道路財特法の継続がかかせない。また、地方の市町が必要な道路整備や適切な維持管理を行うためには、財政力に配慮した引上げ措置が必要である。

つきましては、地方における道路整備の緊急かつ重要性を深く認識いただき、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

#### 記

- 1 高速道路ネットワークの整備をはじめ、市民生活や社会活動を支えるために必要な道路整備や適切な維持管理を着実かつ計画的に実施できるよう、平成30年度予算及び平成29年度補正予算の総額を安定的かつ十分に確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度の継続を基本に、地方公共団体の財政力に配慮した引上げ措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

兵庫県朝来市議会議長 山本正之